

この回答は、平成29年4月から7月にかけて、全国7会場において開催（主催：（一財）日本建築設備・昇降機センター）いたしました標記講習会で寄せられた質問について、定期検査業務基準書改訂委員会を開催し、作成したものです。
回答は次の方針により作成しています。

1. 同じ趣旨の複数の質問は整理して、回答しています。
2. 今回の改正に直接関係しない項目、講習会での説明範囲を超える質問については掲載していません。
3. 掲載していない質問等については、今後の改訂時の参考といたします。

（一財）日本建築設備・昇降機センター

質問No.	該当頁	該当箇所	質問	回答
1	73	加圧防排煙設備	加圧防排煙設備において、「平成21年9月以降に設置されたものについては、本基準（別表3-3と推定します。）を用いることができるが、合致しない場合は今までの基準（別表3と推定します。）で対応する。」との説明がありました。平成21年8月以前に設置された加圧防排煙設備については、別表3-3は適用できないと考えますが、定期報告においてどのように対応すればよいでしょうか。	別表3-3は、平成28年国土交通省告示第696号第五号に基づく加圧防排煙設備に適用してください。 なお、給気送風機を用いた排煙設備で、旧法第38条に基づく大臣認定を受けたもの、避難安全検証法によるもの又は法第68条の25、26に基づく大臣認定を受けたものは、従来どおり別表3（大臣認定等に係る資料の添付を要します。）を適用してください。具体的な取扱いは、所管の特定行政庁へお問い合わせください。
2	102	無窓居室・集会室の換気状況の評価	改正前の平成20年国土交通省告示第285号 別表1の注3)で認められていた「二酸化炭素濃度測定以外の個別の換気設備の目視確認等」は認められなくなったのでしょうか。	別表1の注記が改められ認められなくなりました。
3	192、197～198	非常用の昇降機の乗降ロビーと特別避難階段の附室の排煙口の排煙風量	排煙機に問題がなくても、ダクト破損により排煙口の風量が規定風量以上に確保できない事例がありました。避難及び消防活動上危険なこのような事例について、測定を行わず「指摘なし」として問題はないのでしょうか。そもそも規定風量を確保できない排煙口では排煙設備の意味がないのではないのでしょうか。 なお、建設省監修「新・排煙設備技術指針1987年版（昭和62年5月25日発行）」P92及び日本建築学会「建築物の煙制御計画指針（平成26年3月1日発行）」P128においては、排煙機と同じ風量である4m ³ /s又は6m ³ /sを求めています。	ダクト破損は、1・(21)「排煙風道の劣化及び損傷の状況」の検査事項で判定してください。 1・(18)「排煙口の排煙風量」の判定基準は、一般室（令第126条の3第1項第九号）の排煙設備についてのみ規定しているため、特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙口の風量測定は、検査の対象から除外されています。
4	284	LEDの非常用の照明装置の記載方法	平成29年国土交通省告示第600号により昭和45年建設省告示第1830号が改正されたため、告示仕様のLEDランプと大臣認定を受けたLEDランプが混在する事例が出てきます。この場合、別表4の「光源の種類」は、「その他（LEDランプ）」としてまとめて記載してよいでしょうか。	別表4の「光源の種類」は、「その他（LEDランプ）」としてまとめて記載してください。